

※令和2年4月30日より郵送での申請も受け付けます。

緊急小口資金 (新型コロナウイルス感染症特例)のご案内

本資金は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や収入減により、一時的に生活費が必要な世帯に対する貸付です。

(ただし、既に当会及び他の都道府県社会福祉協議会でこの「緊急小口資金(新型コロナウイルス感染症特例)」を借りられている世帯は対象外です。)

●対象：八戸市に住民票があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。

●貸付上限額：10万円以内(※特別な場合は、20万円以内)

※特別の場合とは、以下のような場合です。

- ・世帯員が4人以上の世帯
- ・世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき
- ・世帯員に要介護者がいるとき
- ・世帯員に①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - ①新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
 - ②風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子
- ・世帯員に個人事業主等があり、その収入減少により生活に要する費用が不足するとき

●貸付利子：無利子

●据置期間：1年以内

●償還期間：2年(24回払い)以内

●連帯保証人：不要

●申請書類

- 生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付借入申込書
- 生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付借用書
- 重要事項説明書
- 収入の減少状況に関する申立書

●添付書類

- 本人確認書類(運転免許証または保険証の写し)
- 住民票(続柄が記載されている世帯全員)
- 外国籍の方の場合、在留カードの写し
- 銀行の通帳(表紙と表紙裏面)の写し(送金口座確認のため)

※その他、必要に応じて追加で書類を求められる場合がございます。

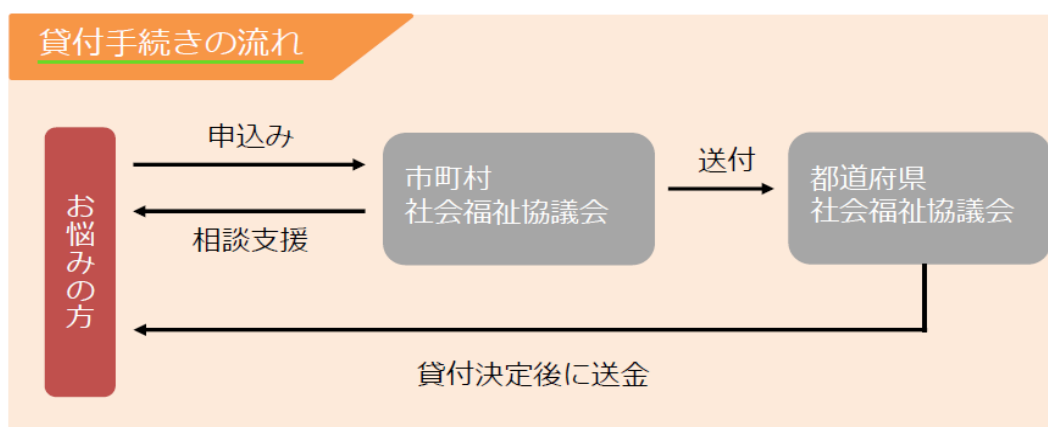
■貸付金の送金

ご指定の金融機関口座（申込者名義に限る）に振り込みます。
送金は貸付決定後、随時行います。

■償還について

原則として金融機関口座引落しで毎月償還いただきます。償還が始まるのは据置期間経過後（0～12ヶ月）です。償還期限までに償還が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

※償還取扱い金融機関：青森銀行・みちのく銀行・信用組合・信用金庫・農業協同組合
ゆうちょ銀行



■問い合わせ・申込先

社会福祉法人 八戸市社会福祉協議会

〒039-1166 八戸市根城 8-8-155 総合福祉会館 1階

電話：0178-47-2940

F A X：0178-47-1881

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）

8：15～17：00